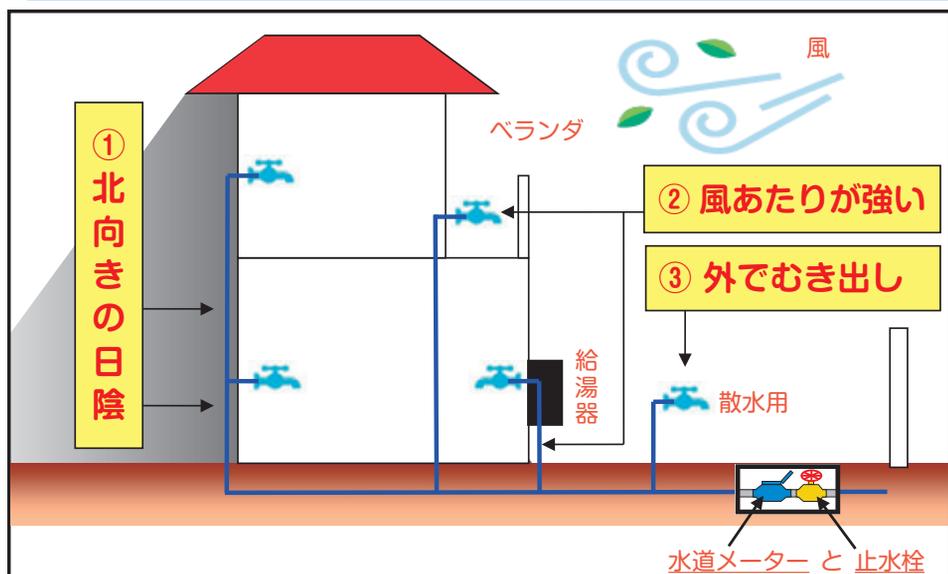


水道局からのお知らせ・お願い

「給水管等の凍結」にご注意ください!!



- 気温が氷点下になると、給水管等の水が凍って、水が出なくなったり、給水管等が破裂したりする場合があります。
- 左の図の①～③のような場所にある給水管等は、特に凍結が発生しやすくなります。

給水管等の凍結を防ぐには？

露出部分の保温・凍結予防には、市販されている**専用の保温材**(右写真参照)を巻くと効果があります。なければ布・毛布でもかまいませんが、布自体が水に濡れると布ごと凍結するので、必ずビニール類を巻くなどして防水を行ってください。



もし、給水管等が凍結したら？



自然に解けるのを待つか、タオルなどを巻き付けて**めるま湯**をゆっくりとかけましょう。
熱湯を使用すると、給水管等が破裂するおそれがあるので、注意してください。



万一、給水管等が破裂したら？

メーターボックス内の元栓(止水栓)を閉め、給水装置等の修繕に対応する水道局の指定給水装置工事業者に修繕をご依頼ください。

給水装置等の修繕に対応する指定工事事業者リスト▶



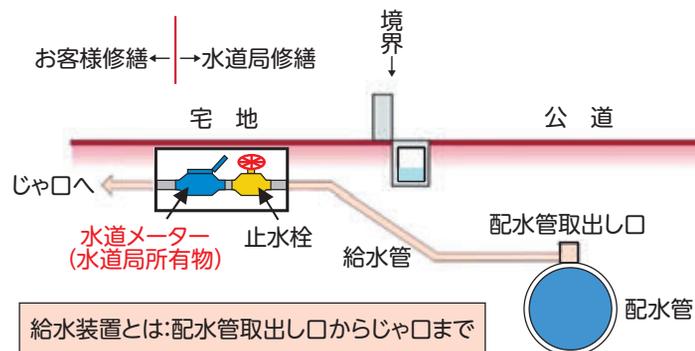
【給排水設備課 TEL: 213-8522】

「漏水修繕に関する情報」のご案内です

- 水道本管(配水管)から分岐して建物などに引き込まれている給水管(給水装置)は、水道メーターを除く全てが建物の所有者等の財産です。
- 給水装置の維持管理は、お客様が行わなければなりません。なお、メーターボックスもお客様の財産となりますので、破損等が生じた場合はお客様で取替えをお願いします。
- ただし、配水管の分岐から水道メーターまでの自然漏水は、早期修繕を目的として水道局が修繕します。
- 水道メーターより建物側での漏水修繕は、お客様から水道局の指定給水装置工事業者に修繕依頼をしてください。

修繕依頼の際の注意点

- ・依頼される時は、漏水の状況を十分に説明してください。
- ・なるべく複数の指定工事事業者から見積りを取り、事前に修繕の方法や概算金額の説明を十分に受けてください。



給水装置等の修繕に対応する指定工事事業者リスト▶



【給排水設備課 TEL: 213-8522】

排水設備の維持管理をお願いします

排水管やトラップますなどの排水設備の清掃、修繕などの維持管理は、建物の所有者又は使用者が行ってください。

樹木の根が宅地内の排水設備(汚水ますなど)に入り込み、詰まりの原因になることがあります。排水に異常が見られる場合は水道局へご相談ください。

宅地内の樹木の根が原因で詰まりが起きた場合は、お客様の負担で修繕していただくことになります。

市道上の街路樹や隣接する公園樹の根が原因で詰まりが起きた場合は、公園緑化課へご相談ください。

公園緑化課花と緑係 TEL: 216-1368

木の根が入り込んだます



木の根を除去したます



【給排水設備課 TEL: 213-8522】

下水道に油やごみは流さないで!!

- 下水道に次のようなものを流すと、その機能に支障をきたすので流さないでください。

- ◆台所から出る油やごみ
- ◆トイレペーパー以外の紙や水に溶けないティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、浣腸容器、プラスチック製品、たばこの吸い殻など
- ◆セメント等の建築廃材、汚泥など

- 台所等の排水口に油を流してしまうと、流された油は、排水管や下水道管の中で冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因になります。油を使用した際には、ふき取る、新聞紙や古い布で吸い取るなどして、極力下水道に油を流さないようご協力をお願いします。



【下水道管路課 TEL: 213-8544】